

小学校社会科デジタル副読本製作業務委託仕様書

この仕様書は、東神楽町が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定める。

1. 業務名

小学校社会科デジタル副読本製作業務委託

2. 目的

本仕様書は、東神楽町内各小学校の第3学年及び第4学年で教材として使用する社会科副読本（以下、「副読本」という。）の作製に係る基本的要求仕様を定め、学習用 iPad 端末で見やすく、分かりやすい副読本を作製することで、子どもたちの地域における社会生活の総合的な理解に関する学習へ寄与することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）

4. 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、東神楽町に帰属する。
- (2) 受注者は、東神楽町に対し、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡する。
- (3) 副読本に受注者が著作権を有する写真、イラストその他の素材（以下、「受注者の素材」という。）を使用する場合、受注者は、受注者の素材を副読本に使用することを許諾するものとし、その使用料は委託料に含めるものとする。
- (4) 受注者は、教育委員会が令和4年度以降、副読本を改訂するにあたり、副読本に使用した受注者の素材を教育委員会が無償で使用することを許諾するものとする。また、内容を変更することに同意するものとする。
- (5) 教育委員会が提供する著作物又は受注者が保有する著作物以外の著作物を副読本に使用する場合は、出展先を明示する等、著作権にまつわる許諾をとる。ただし、使用料が発生する場合は、受注者の負担とする。

4. 業務内容及び成果物

東神楽町が作成・用意する基本原稿及び写真・イラスト（以下、「基礎資料」という。）を活用し、次の業務を行う。

- (1) 副読本の編集・構成（基礎資料の誤字、脱字、表現の修正を含む）を行うこと。原稿はすべて発注者が用意する。（WORD 文書形式）なお、副読本の構成は

「5. 構成」を基本とするが、受託者と発注者が協議の上、変更を決定する場合は、この限りではない。

- (2) 副読本の内容に沿うイラストレーション及び写真の作成・挿入（基礎資料の修正及び写真やイラストレーションの追加を含む）

受注者が用意するイラストは、次のとおりとする。

- ・人物イラスト 15点
- ・地図イラスト 15点

上記、受注者が用意するイラスト以外の写真・イラストはすべて発注者が用意する。

- (3) 上記（1）及び（2）の実施後に発注者の最終的な加筆・修正（以下、「最終校正」という。）を反映すること。ただし、最終校正の回数は3回までとする。
- (4) 上記（1）から（3）の完了後、データファイルを納品すること。（PDF形式のファイルをCD-Rに格納して納品すること）
- (5) (4)のPDF形式のファイルは、文字検索ができるよう処理すること。（OCRを使ってPDFに文字コードを追加するか、または埋め込みフォントとする場合はグリフIDを文字コードへ変換する対応表を保存するなど、方法は問わない）
- (6) (4)のPDF形式のファイルには、目次ページから各単元の目的のページへ直接遷移することができるようリンクを作成すること。

5. 構成

単 元 名 等	ページ数
表紙	1
表紙裏	2
目次	6
東神楽町鳥瞰地図	2
1 わたしたちのまち	24
2 はたらく人とわたしたちの暮らし	28
3 ちいきのあんぜんを守る	24
4 わたしたちのまちのあゆみ	25
5 ほっかいどうのちずをみて	16
6 ひがしかぐらのくらしとまちづくり	30
7 しぜんさいがいにそなえて	10
8 むかしからつづくまちのれきし	16
年表	8
あとがき・編集委員名	1

協力機関，団体等	1
裏表紙	1
総ページ数	195ページ

※1～4までが3学年

※5～8までが4学年の内容

6. 納品先

東神楽町教育委員会教育推進課

7. 機密保持

受託者は、受注業務の実施の過程で東神楽町が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が掲示した情報及び受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。受託者は、本業務を実施するにあたり、東神楽町から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理すること。契約終了後も機密保持義務は、その効力を失わない。

8. 検査及び受入

業務完了の承認は、東神楽町による検査に合格したときとする。

検査完了後、本仕様書との不一致が見られた場合は、監督員と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施することとする。なお、是正期間は検査から1年間とする。

9. 再委託

- (1) 受託者は、事前に東神楽町の書面による承諾を得ることなく、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、東神楽町が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、東神楽町の承認を得るものとする。

10. 権利義務の譲渡等の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又

はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

1 1. その他

- (1) 受託者は、東神楽町の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、東神楽町と受託者が協議して決定する。
- (3) 契約履行上の疑義については、東神楽町と受託者が協力して解決すること。
- (4) (3) の疑義については、東神楽町と受託者が協力して解決すること。